

## ↳ 遺産分割前の賃料収入の配分

**Q** : 相続開始から遺産分割までの期間に発生した不動産の賃料をどのように分配すべきかで争われていた最高裁の判決が出たようですが、どのような内容になったのですか？

**A** : 法定相続分に応じて取得すべきとする判断を下しました。

### 【解説】

この訴訟は、相続開始から遺産分割確定までの期間に発生した賃料を、法定相続分で分配するか、遺産分割の割合で分配するかについて争われたものです。

一審では、遺産から生じた法定果実は遺産ではないが、遺産の所有者にその取得する権利も帰属し、遺産分割は相続開始から効力が発生するため、遺産分割により財産を取得した者が相続開始以降、財産から生じた法定果実も取得できると判断しました。

また、二審も一審の判断を支持して、相続した遺産から生じた賃料は、遺産分割の割合に応じて取得するとする判断を下しました。

しかし、最高裁は、「相続人が複数いる場合の遺産は、相続開始から遺産分割までの間は共有のものと認められ、遺産分割までの間に生じた不動産賃料という法定果実は、遺産とは別個の財産とするべきものである。また、遺産分割は相続開始時に遡って効力が生じるが、賃料については、後に決定した遺産分割の影響を受けないものというべき」と判断し、不動産賃料は法定相続分に応じて取得すべきとして、審理を高裁に差し戻しました。

